

尼崎市雇用対策協定に基づく令和8年度事業計画

尼崎市
兵庫労働局

尼崎市及び兵庫労働局は、平成29年1月19日付で締結した「雇用対策協定」に基づき、令和8年度は、「大学生（外国人留学生を含む）をはじめとする若年者の正社員就職の促進、女性の活躍推進及び市内企業の人材確保対策」について、協力して下記事業を実施する。

また、この事業計画全体の目標数値として以下を設定する。

【令和8年度事業計画に係る目標数値】

《ハローワーク尼崎》

1 就職件数（一般）	3,382件
2 市内企業の求人への充足件数（一般）	3,190件
3 新規学卒者等の就職件数 *但し、学校紹介は除く	280件
4 マザーズハローワーク尼崎	500件

《尼崎市》

1 求人を充足した市内事業所数	90件
2 無料職業紹介窓口求職登録者のうち 若年者（39歳以下）の就職件数	30件

記

第1 協定に基づき共同して行う事業

- 1 高年齢層（シニア）を対象にした就職面接会の共同実施。
（目標） 開催回数 1回
- 2 障害者を対象としたハローワーク尼崎と尼崎市による「尼崎障害者就職面接会（仮称）」の共同実施。
（目標） 開催回数 1回
- 3 尼崎の男女共同参画拠点施設「尼崎市女性センター・トレピエ」（以下「トレピエ」という。）における女性就職支援セミナーにおいて、ハローワーク相談員による就労セミナーの実施。
（目標） 開催回数 4回
- 4 「トレピエ」における女性のための就活応援セミナーとして、「就活に役立つメイクアップセミナー」の共同実施。
（目標） 開催回数 1回

- 5 「トレピエ」における、就労を希望する女性を対象に一時保育付きで「ミニ就職相談・面接会」を就労セミナーと連動して共同開催
(目標) 開催回数 1回
- 6 ハローワーク尼崎・西宮・伊丹が実施する「公正採用選考人権啓発推進員研修会」において、市内事業者に向けた「働き方改革セミナー」の共同実施。
(目標) 開催回数 1回

第2 協定に基づき連携・協力して行う事業

1 新規学校卒業予定就職希望者に対する支援

新規高卒及び、新規大卒等就職希望者に対しては、早い段階から職業意識の形成支援を行い、安易なフリーターや非正規雇用への就業志向に歯止めをかける必要がある。

また、非正規雇用労働による就職を希望している学生や特段の事情がないにもかかわらずアルバイト就労を継続しようとする学生に対して、市内高等学校又は、大学等と連携し、正社員就職の支援を積極的に行うため、尼崎市と労働局は以下の業務を推進する。

(1) 労働局が実施する業務

- ア ハローワーク尼崎における求職者に対する適職に関する相談、志望動機の整理、面接指導を含めたきめ細やかな職業相談及び職業紹介の実施。
- イ ハローワーク尼崎の職員（就職支援ナビゲーター）の学校訪問による職業意識形成のための職業講話の実施及び正社員就職に向けた職業相談の実施。
- ウ 「ユースエール認定企業」制度の周知による認定に向けた取組の促進。
- エ 新規学校卒業予定就職希望者に対する尼崎市が実施する無料職業紹介事業の周知。

(2) 尼崎市が実施する業務

- ア 無料職業紹介窓口における求職者に対する適職相談、志望動機の整理、面接指導を含めたきめ細やかな職業相談及び職業紹介の実施。
- イ 令和6年4月1日付けで連携協定を締結した一般社団法人大学コンソーシアムひょうご神戸と、尼崎市内企業への就職促進と大学等の活性化に寄与することを目的として、尼崎市内企業とのインターンシップや就労体験及び就職イベント等の開催を通じて、大学生等のキャリア教育と就職支援の分野で相互に協力する。
- ウ 高校生や大学生を対象に市内企業の魅力を発信し、さらに働くことや企業の現場を体感できる機会を提供することで、若者の社会人基礎力を育成するとともに市内企業の事業活動の活性化及び市内企業への就職を促進することを目的として、高校生向け市内企業研究イベント及び大学生等向け魅力発信イベントを実施する。
- エ 外国人材の市内企業への就労意欲の向上を図るとともに、市内企業の多文化共生社会への理解を深め、外国人材採用の機運を高める取組として、外国

人留学生向け合同企業説明会及びインターンシップ、企業向け外国人雇用セミナー及び採用等支援を実施する。

オ 近隣大学と連携し、市内企業の採用情報や技術・強み等の情報を集約するポータルサイト「アマポータル」の周知 PR を行う中での市内企業の PR や新卒者等の無料職業紹介窓口への誘導促進。

カ 近隣大学等と連携し、「合同就職説明会」等へ求職者の誘導。

キ 「若者応援宣言企業」「ユースエール認定企業」各制度の周知及び認定促進に向けた協力支援。

2 若者に対する就職支援

自分が何をしたいのか、何をすべきかわからない若年求職者やアルバイト就労を繰り返している若年労働者に対し、正社員就職への転換を図るため、関係機関と連携し、以下の業務を推進する。

(1) 労働局が実施する業務

ア 若年フリーター対策、正社員就職実現に向けたきめ細やかな職業相談及び職業紹介の実施。

イ 尼崎市が実施する無料職業紹介事業及びキャリアアップ支援事業として実施している「しごと塾」の周知及び参加勧奨。

(2) 尼崎市が実施する業務

ア 無料職業紹介窓口における若年求職者等に対する適職相談、志望動機の整理、面接指導を含めたきめ細やかな職業相談及び職業紹介の実施。

イ 若年求職者等を対象とした就職支援セミナー「しごと塾」において、ポリテクセンター兵庫と連携し実施する職業訓練体験研修を通じ、ものづくり分野への関心を高め、ものづくり分野における人材育成を促進するとともに、ハローワーク尼崎（マザーズハローワーク尼崎）と連携し、ミニ面接会や女性の再就職などに向けた相談機能の充実を図り市内企業への就職を促進する。

(目標) 開催回数 3回 (予定)

3 市内企業の人材確保、求人充足対策の推進

令和8年1月におけるハローワーク尼崎管内の有効求人倍率は0.96倍となっている。製造業や人材不足分野の採用意欲の高止まりの影響もあり、兵庫県全体の0.94倍よりも高い倍率となっている。

一方、求職者についてはWEB等による就職活動の拡大や多様な働き方を志向する求職者の増加が見られ、ハローワークには能動的な業務の展開と求職者ニーズを捉えた支援が必要とされている。

これらの状況下において、これまで以上に充足支援や求人確保の取組が必要となることが想定されることから、尼崎市と労働局は以下の業務を推進する。

(1) 労働局が行う業務

ア 介護・看護・保育の福祉分野をはじめ、建設、警備、運輸のいわゆる人材不足職種の充足対策を重点的に支援する取組として、ハローワーク尼崎所内における「ミニ面接会」の定期開催。

(目標) 開催回数 48回

イ 福祉等事業所等の仕事を広く知ってもらうための「事業所見学会」の開催。

(目標) 開催回数 4回

ウ 尼崎管内企業を対象とした就職相談・面接会の開催

- ・正社員求人対象
- ・小売・販売等サービス業対象
- ・製造業等（ものづくり企業）対象

(目標) 開催回数 3回

(2) 尼崎市が行う業務

ア ハローワーク尼崎と共催で実施する「ミニ面接会」の会場の提供。

イ ハローワーク尼崎が実施する「ミニ面接会」や「事業所見学会」の周知及び参加勧奨。

ウ 若年層を中心とした全年齢層対象の合同企業説明会の開催

(目標) 開催回数 1回

4 子育て女性及び女性の活躍促進に向けての支援

子育てしながら就職を希望する女性等、子育て等によるブランクのある求職者への支援を行うほか、女性の活躍をさらに推進するため、女性が働きやすい職場環境の整備に向けた普及・啓発、公的職業訓練を活用した能力開発について、「トレピエ」を活用し、以下の業務を推進する。

(1) 労働局が行う業務

ア ハローワーク尼崎（マザーズハローワーク尼崎を含む。）における職業相談・職業紹介、職業訓練に関する相談、受講あっせんの実施及び「トレピエ」での出張相談への職員派遣。

イ 「トレピエ」の展示室を利用したハローワークの情報等の掲示。

ウ 「トレピエ」が主催する就職支援セミナーへの講師派遣、参加勧奨。

エ 「仕事と子育てが両立しやすい求人情報誌」の作成及び配布

オ 尼崎市が実施するセミナー及びイベント等における求職者や市内事業者への周知及び参加勧奨。

カ 「えるぼし」「くるみん」「プラチナくるみん」の認定に向けた取組の促進。

(2) 尼崎市が行う業務

ア 「トレピエ」における男女共同参画セミナー、女性の就職支援セミナーの実施（全セミナー託児付きで実施）。

イ 「トレピエ」における女性の就労支援事業の実施（女性の就労に関する情報コーナーの設置、女性の社会保険労務士等による相談事業、就労体験事業

など)

ウ 「トレピエ」におけるハローワーク求人票や訓練情報等の掲示及び出張相談ブースの提供。

エ ハローワーク尼崎が行うセミナー、イベント等の周知及び参加勧奨。

オ 「えるぼし」「くるみん」「プラチナくるみん」の認定制度の周知及び認定促進に向けた協力支援。

カ 女性求職者を対象とした就職支援セミナー「しごと塾」の実施。

(目標) 開催回数 1回(予定)

キ 「トレピエ」におけるコワーキングスペースの運営(託児付き)

雇用就労支援員によるキャリアアップ等の相談の実施

5 市民への積極的な広報

尼崎市及び兵庫労働局が実施する共催事業またはそれぞれが実施する雇用対策事業について、市民及び市内事業者に対する周知・広報を行うとともに尼崎市の無料職業紹介窓口やハローワーク尼崎の利用者等への広報活動を積極的に行い、市内企業の人材確保と定着による技能の伝承及び若年者・女性・高齢者の活躍できる環境を整備していくため以下の業務を行う。

(1) 労働局が行う業務

ア 県内阪神地域のハローワーク等が実施する各種イベントや雇用情報の発信。

イ 兵庫労働局ホームページやLINE等、SNSを活用した広報。

ウ 尼崎市のシティプロモーション推進キャラクター「あまっこ」の図版を使用した共催情報の発信。

(2) 尼崎市が行う業務

ア 兵庫働き方改革推進支援センターと連携し、働き方改革関連法の改正や最低賃金の改定等に関する啓発動画の作成及び市の公式YouTubeチャンネル(しごと支援課 動画コンテンツ)での公開。

イ 尼崎市の無料職業紹介窓口及び「トレピエ」を通じた情報の発信。

ウ 「市報あまがさき」やSNS、コミュニティ掲示板等、市政記者クラブへのプレスリリース等を通じた情報の発信。

エ 尼崎市ホームページ、尼崎市経済環境局経済部ポータルサイト「アマポータル」及び「トレピエ」のホームページを活用した周知・広報の実施。

オ ハローワーク尼崎内での求職者への本市就労支援事業の周知及び参加勧奨。

カ 「無料職業紹介窓口」、「トレピエ」、「くらし・くらしサポートセンター尼崎」及び「こども福祉課」でのハローワーク情報コーナー(ハローワーク求人情報及びイベントちらし等の書架)の設置。